



2025年7月25日

各位

上場会社名 三京化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 和夫
(コード: 8138 東証スタンダード市場)
問合せ先責任者 取締役管理部長 青戸 淳
(TEL. 06-6271-1881)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月25日(以下、「本割当決議日」といいます。)開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分(以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2025年8月22日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 2,058株
(3) 処分価額及び処分総額	1株につき3,410円 ※本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものですが、公正な評価額として本割当決議日の直前営業日(2025年7月24日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(3,410円)を処分価額とし、当該処分価額に上記の処分する株式の数を乗じた金額(7,017,780円)を処分総額としております。
(4) 割当予定先	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 6名 2,058株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。

また、2025年6月26日開催の第99期定時株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額1,400万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役6名に対し、対象取締役より金銭等の払い込みを要せず、譲渡制限付株式として当社の普通株式2,058株(以下、「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期に

わたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日（但し、退任と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。）までとしております。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の割当日（以下、「本割当日」といいます。）から当社又は当社子会社の取締役、顧問、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任若しくは退職する日（但し、退任と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。）又は本割当日の属する事業年度に係る甲の有価証券報告書（本割当日が甲の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には甲の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」という。）に継続して当社又は当社子会社の取締役、顧問、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が本譲渡制限期間中に、死亡その他正当な理由により退任若しくは退職した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち本割当日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任若しくは退職した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、死亡その他正当な理由によらず当社又は当社子会社の取締役、顧問、役員、使用人のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

対象取締役は、当社が指定する証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記

載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本割当決議日の直前営業日（2025年7月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,410円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上